

電原運第2023-168号

令和6年1月23日

原子力規制委員会 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員

中川 賢剛

島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により、下記のとおり島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和48年4月26日付け48原第4253号で認可を受け、昭和49年3月12日付け49原第939号、昭和50年10月28日付け50原第7883号、昭和51年7月29日付け51安(原規)第35号、昭和52年3月9日付け52安(原規)第21号、昭和52年5月31日付け52安(原規)第130号、昭和52年7月6日付け52安(原規)第187号、昭和54年6月19日付け54資庁第8353号、昭和55年5月22日付け55資庁第6430号、昭和55年8月29日付け55資庁第10601号、昭和56年4月2日付け56資庁第3101号、昭和56年6月19日付け56資庁第7554号、昭和56年8月20日付け56資庁第10448号、昭和57年2月26日付け57資庁第2530号、昭和57年7月31日付け57資庁第10881号、昭和59年5月18日付け59資庁第6564号、昭和59

年11月9日付け59資庁第12967号、昭和63年1月29日付け62資庁第16338号、平成元年2月9日付け元資庁第310号、平成元年3月31日付け元資庁第3504号、平成2年3月23日付け2資庁第1878号、平成3年1月30日付け2資庁第14644号、平成4年1月24日付け3資庁第14179号、平成5年6月24日付け5資庁第6195号、平成5年10月27日付け5資庁第11445号、平成6年1月27日付け5資庁第14460号、平成7年1月25日付け6資庁第14392号、平成8年5月27日付け8資庁第4676号、平成11年1月29日付け平成10・12・18資第25号、平成11年6月18日付け平成11・05・31資第10号、平成12年5月23日付け平成12・05・12資第7号、平成13年1月5日付け平成12・09・20資第7号、平成13年2月23日付け平成13・02・15原第13号、平成13年3月30日付け平成13・03・23原第19号、平成13年9月19日付け平成13・09・03原第12号、平成14年2月25日付け平成14・02・04原第3号、平成14年10月22日付け平成14・10・02原第10号、平成15年1月31日付け平成14・12・26原第15号、平成15年10月23日付け平成15・10・03原第14号、平成15年12月16日付け平成15・11・18原第16号、平成16年5月20日付け平成15・12・25原第47号、平成16年6月14日付け平成16・06・04原第19号、平成17年1月26日付け平成16・12・27原第37号、平成17年4月21日付け平成17・04・08原第11号、平成17年6月28日付け平成17・06・13原第26号、平成17年12月12日付け平成17・11・18原第19号、平成18年2月22日付け平成18・01・30原第4号、平成18年8月24日付け平成18・07・04原第16号、平成19年1月24日付け平成18・12・26原第12号、平成19年8月31日付け平成19・07・31原第20号、平成19年12月13日付け平成19・09・28原第23号、平成19年12月13日付け平成19・11・30原第26号、平成20年1月21日付け平成19・12・20原第36号、平成20年8月22日付け平成20・07・11原第17号、平成20年12月12日付け平成20・10・31原第16号、平成21年1月19日付け平成20・12・16原第13号、平成21年8月31日付け平成21・08・05原第1号、平成22年1月22日付け平成21・12・25原第4号、平成22年9月6日付け平成22・08・05原第3号、平成22年9月29日付け平成22・09・15原第2号、平成23年2月25日付け平成22・11・19原第2号、平

成23年4月4日付け平成23・03・01原第5号、平成23年5月6日付け平成23・04・08原第34号、平成23年5月11日付け平成23・04・22原第14号、平成23年12月22日付け平成23・10・19原第22号、平成24年6月26日付け平成24・05・29原第2号、平成24年9月6日付け20120731原第8号、平成25年2月6日付け原管B発第130107001号、平成25年7月5日付け原管B発第130745号、平成26年1月9日付け原管B発第1401091号、平成26年2月26日付け原管B発第1402261号、平成27年5月11日付け原規規発第1505116号、平成27年6月17日付け原規規発第1506174号、平成28年3月24日付け原規規発第16032410号、平成28年9月1日付け原規規発第1609012号、平成28年10月25日付け原規規発第1610254号、平成29年4月19日付け原規規発第1704196号、平成29年9月27日付け原規規発第1709272号、平成31年3月5日付け原規規発第1903055号、令和2年9月17日付け原規規発第2009178号、令和3年3月23日付け原規規発第2103232号、令和4年3月11日付け原規規発第2203111号および令和4年8月22日付け原規規発第2208225号で変更認可を受けた島根原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線は含まない。)

## 2. 変更の理由

### (1) 島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画(以下、「廃止措置計画」という。)について、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中(第2段階)(以下、「第2段階」という。)における廃止措置計画を定め、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第3項において準用する同法第12条の6第3項に基づき、変更認可を申請した。

このため、廃止措置計画の変更認可申請書を踏まえ、第2段階の廃止措置に係る保安管理措置を規定するため、島根原子力発電所原子炉施設保安規定について、新規条文を追加するとともに、関連条文の変更を行う。

### (2) 島根原子力発電所1号炉および2号炉の撤去済み蒸気タービンのクリアランス制度を適用する上で必要な保安管理措置を規定するための変更

島根原子力発電所1号炉および2号炉の撤去済み蒸気タービンに対して、クリアラ

ンス制度を適用する上で必要な保安管理措置を規定するため、島根原子力発電所原子炉施設保安規定について、新規条文を追加するとともに、関連条文の変更を行う。

(3) 記載の適正化

### 3. 施行期日

(1) この原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

以 上

別 添

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第86条の2 (中略)</p> <p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認) 第86条の3 (中略)</p>	<p>(放射能濃度確認対象物の管理) 第86条の2 課長(放射線管理)は、原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づく放射能濃度についての確認を受けようとする物(以下、「放射能濃度確認対象物」という。)の取扱いに関する次の業務を管理する。</p> <p>(1) 放射能濃度確認対象物の保管管理 (2) 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定および評価</p> <p>2. 課長(放射線管理)は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定および評価前の保管管理について、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 放射能濃度確認対象物の性状に応じて分別、除染および切断を行った上で、表119-1の放射能濃度確認対象物に係る記録と照合できる措置を講じる。 (2) 放射能濃度確認対象物について、放射能濃度の測定を行う場所に運搬するまでの間、放射能濃度確認対象以外の異物の混入を防止する措置を講じ保管する。 (3) 放射能濃度確認対象物の保管状況を1箇月に1回確認する。</p> <p>3. 課長(放射線管理)は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定および評価ならびにその後の保管管理について、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 放射能濃度確認対象物の運搬にあたっては、放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じる。 (2) 原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定および評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入および放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定および評価を行う。 (3) 第3項(2)の測定および評価の結果、「工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則」(以下、「放射能濃度確認規則」という。)に定める放射能濃度の基準を満たす場合は、放射能濃度の測定前の放射能濃度確認対象物および放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置ならびに放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて保管する。 (4) 第3項(2)の測定および評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たさない場合は、除染等を行い、測定および評価を行う。または、第86条に基づき、放射性固体廃棄物として管理する。</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第86条の3 (中略)</p> <p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認) 第86条の4 (中略)</p>	<p>・1号炉および2号炉の撤去済み蒸気タービンのクリアランス制度を適用する上で必要な保安管理措置を規定するための変更(放射能濃度確認対象物の管理を追加)</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考																
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第87条 課長(発電)は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表87-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 課長(発電)は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表87-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3. 課長(放射線管理)は、表87-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長(第一発電)に通知する。</p> <p>表87-1</p> <table border="1" data-bbox="154 814 721 972"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td><math>7.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{\ast 1}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>表87-2</p> <table border="1" data-bbox="154 1066 721 1213"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td><math>7.4 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{\ast 1}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: <u>1号炉, 2号炉および3号炉の合計</u></p> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{\ast 1}$	項目	放出管理の基準値	トリチウム	$7.4 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{\ast 1}$	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第87条 課長(発電)は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表87-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 課長(発電)は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表87-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3. 課長(放射線管理)は、表87-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長(第一発電)に通知する。</p> <p>表87-1</p> <table border="1" data-bbox="1386 814 1952 972"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td><math>7.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{\ast 1}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>表87-2</p> <table border="1" data-bbox="1386 1066 1952 1213"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td><math>7.4 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{\ast 1}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: <u>2号炉および3号炉の合計</u></p> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{\ast 1}$	項目	放出管理の基準値	トリチウム	$7.4 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{\ast 1}$	<p>・ 1号炉廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更(放出管理目標値を1号炉と2号炉および3号炉に分けて設定することによる変更)</p>
項目	放出管理目標値																	
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{\ast 1}$																	
項目	放出管理の基準値																	
トリチウム	$7.4 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{\ast 1}$																	
項目	放出管理目標値																	
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{\ast 1}$																	
項目	放出管理の基準値																	
トリチウム	$7.4 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{\ast 1}$																	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考																
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第88条 課長(第一発電)は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表88-1に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒およびタービン建物排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒およびタービン建物排気筒からの放射性物質(希ガス、よう素131)の放出量が、表88-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 課長(放射線管理)は、表88-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長(第一発電)に通知する。</p> <p>3. 表88-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 各課長は、フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 課長(放射線管理)は、表88-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>表88-1</p> <table border="1" data-bbox="154 1129 1181 1310"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>希ガス</td> <td><math>7.9 \times 10^{14}</math> Bq/年<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>よう素 131</td> <td><math>3.9 \times 10^{10}</math> Bq/年<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : <u>1号炉, 2号炉および3号炉の合計</u></p> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物		希ガス	$7.9 \times 10^{14}$ Bq/年 <sup>※1</sup>	よう素 131	$3.9 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>※1</sup>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第88条 課長(第一発電)は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表88-1に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒およびタービン建物排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒およびタービン建物排気筒からの放射性物質(希ガス、よう素131)の放出量が、表88-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 課長(放射線管理)は、表88-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長(第一発電)に通知する。</p> <p>3. 表88-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 各課長は、フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 課長(放射線管理)は、表88-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>表88-1</p> <table border="1" data-bbox="1389 1129 2119 1310"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>希ガス</td> <td><math>7.9 \times 10^{14}</math> Bq/年<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>よう素 131</td> <td><math>3.9 \times 10^{10}</math> Bq/年<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : <u>2号炉および3号炉の合計</u></p> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物		希ガス	$7.9 \times 10^{14}$ Bq/年 <sup>※1</sup>	よう素 131	$3.9 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>※1</sup>	<p>・ 1号炉廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更(放出管理目標値を1号炉と2号炉および3号炉に分けて設定することによる変更)</p>
項目	放出管理目標値																	
放射性気体廃棄物																		
希ガス	$7.9 \times 10^{14}$ Bq/年 <sup>※1</sup>																	
よう素 131	$3.9 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>※1</sup>																	
項目	放出管理目標値																	
放射性気体廃棄物																		
希ガス	$7.9 \times 10^{14}$ Bq/年 <sup>※1</sup>																	
よう素 131	$3.9 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>※1</sup>																	



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備考
(記録) 第119条  表119-1			(記録) 第119条  表119-1			・変更なし
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間	
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	
2. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	2. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	
3. 保全の結果(安全上重要な機器を除く。)およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	3. 保全の結果(安全上重要な機器を除く。)およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	
4. 安全上重要な機器の保全の結果(法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。)およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. 安全上重要な機器の保全の結果(法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。)およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	
5. 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	5. 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	
6. 保全の不適合管理, 是正処置, 未然防止処置およびその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理, 是正処置および未然防止処置を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	6. 保全の不適合管理, 是正処置, 未然防止処置およびその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理, 是正処置および未然防止処置を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	
7. 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針, 施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間	7. 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針, 施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間	
8. 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針, 施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間	8. 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針, 施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間	
9. 熱出力	原子炉に1体以上	10年間	9. 熱出力	原子炉に1体以上	10年間	
10. 炉心の中性子束密度	燃料が装荷されて	10年間	10. 炉心の中性子束密度	燃料が装荷されて	10年間	
11. 炉心の温度	いる場合連続して	10年間	11. 炉心の温度	いる場合連続して	10年間	
12. 冷却材入口温度	原子炉の状態が運転および起動において1時間ごと	10年間	12. 冷却材入口温度	原子炉の状態が運転および起動において1時間ごと	10年間	
13. 冷却材出口温度		10年間	13. 冷却材出口温度		10年間	
14. 冷却材圧力		10年間	14. 冷却材圧力		10年間	
15. 冷却材流量		10年間	15. 冷却材流量		10年間	
16. 制御棒位置		1年間	16. 制御棒位置		1年間	
17. 再結合装置内の温度	同上	1年間	17. 再結合装置内の温度	同上	1年間	
18. 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	18. 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備考
19. 原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後 10 年間	19. 原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後 10 年間	・変更なし
20. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1 年間	20. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1 年間	
21. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1 年間	21. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1 年間	
22. 運転開始日時	その都度	1 年間	22. 運転開始日時	その都度	1 年間	
23. 臨界到達日時	同上	1 年間	23. 臨界到達日時	同上	1 年間	
24. 運転切替日時	同上	1 年間	24. 運転切替日時	同上	1 年間	
25. 緊急しゃ断日時	同上	1 年間	25. 緊急しゃ断日時	同上	1 年間	
26. 運転停止日時	同上	1 年間	26. 運転停止日時	同上	1 年間	
27. 警報装置から発せられた警報の内容※ <sup>2</sup>	同上	1 年間	27. 警報装置から発せられた警報の内容※ <sup>2</sup>	同上	1 年間	
28. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびに、これらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	1 年間	28. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびに、これらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	1 年間	
29. 運転上の制限に関する点検結果および運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1 年間（ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合については 5 年間）	29. 運転上の制限に関する点検結果および運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1 年間（ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合については 5 年間）	
30. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5 年間	30. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5 年間	
31. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10 年間	31. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10 年間	
32. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後	取出後 10 年間	32. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後	取出後 10 年間	
33. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中 1 回	10 年間	33. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中 1 回	10 年間	
34. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の 1 日間および 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度 にあつては毎日 1 回、3 月間の平均濃度 にあつては 3 月ごとに 1 回	10 年間	34. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の 1 日間および 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度 にあつては毎日 1 回、3 月間の平均濃度 にあつては 3 月ごとに 1 回	10 年間	
35. 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	10 年間	35. 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	10 年間	
36. 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子※ <sup>3</sup> の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、3 月間の線量にあつては 3 月ごとに 1 回、1 月間の線量にあつては 1 月ごとに 1 回	※ 4	36. 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子※ <sup>3</sup> の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、3 月間の線量にあつては 3 月ごとに 1 回、1 月間の線量にあつては 1 月ごとに 1 回	※ 4	
37. 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会 が定める 5 年間に おいて毎年度 1 回	※ 4	37. 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会 が定める 5 年間に おいて毎年度 1 回	※ 4	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備考
38. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※4	38. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※4	・ 1号炉および2号炉の撤去済み蒸気タービンのクリアランス制度を適用する上で必要な保安管理措置を規定するための変更（実用炉規則第67条第1項の表第13号に関する記録を追加）
39. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該業務に就く時	※4	39. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該業務に就く時	※4	
40. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	40. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	
41. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	廃棄の都度	※5	41. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	廃棄の都度	※5	
42. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※5	42. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※5	
43. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1年間	43. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1年間	
44. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※5	44. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※5	
45. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※5	45. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※5	
46. 事故の原因	同上	※5	46. 事故の原因	同上	※5	
47. 事故後の処置	同上	※5	47. 事故後の処置	同上	※5	
48. 風向および風速	連続して	10年間	48. 風向および風速	連続して	10年間	
49. 降雨量	同上	10年間	49. 降雨量	同上	10年間	
50. 大気温度	同上	10年間	50. 大気温度	同上	10年間	
51. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	51. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	
52. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間	52. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間	
53. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※5	53. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※5	
54. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※5	54. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※5	
			55. <u>放射能濃度確認対象物の発生状況および汚染の状況について調査を行った結果</u> ※6	調査の都度	発電所から搬出された後10年間	
			56. <u>放射能濃度確認対象物の材質および重量</u> ※6	調査の都度	発電所から搬出された後10年間	
			57. <u>放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果</u> ※6	その都度	発電所から搬出された後10年間	
			58. <u>放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件および結果</u> ※6	その都度	発電所から搬出された後10年間	
			59. <u>評価に用いる放射性物質の選択を行った結果</u> ※6	選択の都度	発電所から搬出された後10年間	
			60. <u>放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果</u> ※6	評価の都度	発電所から搬出された後10年間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後			備考
<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※3：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p> <p>表119-4<sup>※6</sup></p> <p>(中略)</p> <p>※6：表119-1，表119-2，表119-3を適用する場合は、本表を適用しない。</p>	<p>61. <u>放射性物質の放射能濃度の測定条件<sup>※7</sup></u></p>	<p>測定または評価 の都度</p>	<p>発電所から搬出された後10年 間</p>	<p>・1号炉および2号炉の撤去済み蒸気タービンのクリアランス制度を適用する上で必要な保安管理措置を規定するための変更（実用炉規則第67条第1項の表第13号に関する記録を追加）</p> <p>・記載の適正化</p>
	<p>62. <u>放射能濃度の測定結果<sup>※7</sup></u></p>	<p>測定または評価 の都度</p>	<p>発電所から搬出された後10年 間</p>	
	<p>63. <u>放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果<sup>※7</sup></u></p>	<p>測定または評価 の都度</p>	<p>発電所から搬出された後10年 間</p>	
	<p>64. <u>測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果<sup>※7</sup></u></p>	<p>その都度</p>	<p>発電所から搬出された後10年 間</p>	
	<p>65. <u>放射能濃度確認対象物の測定および評価に係る教育・訓練の実施日時および項目<sup>※7</sup></u></p>	<p>その都度</p>	<p>発電所から搬出された後10年 間</p>	
	<p>66. <u>放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録</u></p>	<p>その都度</p>	<p>発電所から搬出された後10年 間</p>	
	<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※3：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p> <p><u>※6：放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録</u></p> <p><u>※7：放射能濃度確認対象物の測定および評価に係る記録</u></p> <p>表119-4<sup>※8</sup></p> <p>(中略)</p> <p>※8：表119-1，表119-2，表119-3を適用する場合は、本表を適用しない。</p>			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(目的)</p> <p>第121条 この規定第2編は、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づき、廃止措置段階のうち、<u>解体工事準備期間中</u>における島根原子力発電所1号炉原子炉施設（本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第121条 この規定第2編は、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づき、廃止措置段階のうち、<u>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中</u>における島根原子力発電所1号炉原子炉施設（本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号炉廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更（原子炉本体周辺設備等解体撤去期間への移行による変更）</li> </ul>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考																																																								
(なし)	<p>(解体撤去物の管理)</p> <p><u>第141条の2</u> 各課長は、管理区域内における廃止措置工事で発生した解体撤去物を「放射性廃棄物でない廃棄物」、「放射性物質として扱う必要のないものとして処理するか放射性固体廃棄物として処理するかを判断する前段階のもので、廃止措置計画に基づき、管理区域内に設置する解体撤去物の保管を行うエリア（以下、本条および次条において「保管エリア」という。）に保管するもの（以下、「解体保管物」という。）」または「放射性固体廃棄物」に分別し、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」は、<u>第152条（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）第3項</u>に従い管理する。</p> <p>(2) 「解体保管物」は、ポリ袋で養生すること等により、汚染の広がりならびに異物の混入および放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じたうえで、次の事項に従い、保管エリアに保管する。</p> <p>イ. 容器（メッシュ型容器またはドラム缶をいう。以下、本条および次条において同じ。）に収納または梱包すること。</p> <p>ロ. 放射能レベル区分<sup>※1</sup>が異なる解体保管物を同じ容器に収納しないこと。</p> <p>ハ. 容器および梱包した解体保管物の表面の線量当量率が、<u>表141の2-1</u>に示す各保管エリアの「容器の最大表面線量当量率」を超えないことについて、課長（放射線管理）の確認を受けること。</p> <p>ニ. 容器および梱包した解体保管物の保管数が、<u>表141の2-1</u>に示す各保管エリアの「最大保管個数」を超えないことについて、課長（放射線管理）の確認を受けること。</p> <p>(3) 「放射性固体廃棄物」は、<u>第151条（放射性固体廃棄物の管理）第1項（4）</u>に従い固体廃棄物貯蔵所に保管する。</p> <p>2. 課長（放射線管理）は、<u>第1項（2）</u>に従い保管エリアに保管された容器には、「解体保管物」を示す標識を付け、「解体保管物」に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>※1：廃止措置計画に定める放射能レベル区分（L3およびCL）</p> <p><u>表141の2-1</u> 1号炉に設置する保管エリア</p> <table border="1" data-bbox="1389 1220 2297 1801"> <thead> <tr> <th>建物</th> <th>EL</th> <th>保管エリア</th> <th>容器の最大表面線量当量率</th> <th>最大保管個数<sup>※2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">原子炉建物</td> <td>3,100</td> <td>地下2階</td> <td>2mSv/h</td> <td>2,619個</td> </tr> <tr> <td>15,300</td> <td>1階</td> <td>0.01mSv/h</td> <td>1,830個</td> </tr> <tr> <td>23,800</td> <td>2階①</td> <td>0.01mSv/h</td> <td>297個</td> </tr> <tr> <td>23,800</td> <td>2階②</td> <td>2mSv/h</td> <td>1,116個</td> </tr> <tr> <td>31,000</td> <td>3階</td> <td>2mSv/h</td> <td>603個</td> </tr> <tr> <td>36,100</td> <td>4階</td> <td>2mSv/h</td> <td>795個</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建物</td> <td>15,300</td> <td>2階</td> <td>2mSv/h</td> <td>261個</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">タービン建物</td> <td>1,500</td> <td>1階</td> <td>0.5mSv/h</td> <td>5,784個</td> </tr> <tr> <td>8,800</td> <td>2階①</td> <td>0.01mSv/h</td> <td>1,101個</td> </tr> <tr> <td>8,800</td> <td>2階②</td> <td>0.5mSv/h</td> <td>3,291個</td> </tr> <tr> <td>8,800</td> <td>2階③</td> <td>0.01mSv/h</td> <td>318個</td> </tr> <tr> <td>15,900</td> <td>3階</td> <td>0.01mSv/h</td> <td>4,746個</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：メッシュ型容器で保管した場合の保管個数</p>	建物	EL	保管エリア	容器の最大表面線量当量率	最大保管個数 <sup>※2</sup>	原子炉建物	3,100	地下2階	2mSv/h	2,619個	15,300	1階	0.01mSv/h	1,830個	23,800	2階①	0.01mSv/h	297個	23,800	2階②	2mSv/h	1,116個	31,000	3階	2mSv/h	603個	36,100	4階	2mSv/h	795個	廃棄物処理建物	15,300	2階	2mSv/h	261個	タービン建物	1,500	1階	0.5mSv/h	5,784個	8,800	2階①	0.01mSv/h	1,101個	8,800	2階②	0.5mSv/h	3,291個	8,800	2階③	0.01mSv/h	318個	15,900	3階	0.01mSv/h	4,746個	<p>・1号炉廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更（解体撤去物の管理を追加）</p>
建物	EL	保管エリア	容器の最大表面線量当量率	最大保管個数 <sup>※2</sup>																																																						
原子炉建物	3,100	地下2階	2mSv/h	2,619個																																																						
	15,300	1階	0.01mSv/h	1,830個																																																						
	23,800	2階①	0.01mSv/h	297個																																																						
	23,800	2階②	2mSv/h	1,116個																																																						
	31,000	3階	2mSv/h	603個																																																						
	36,100	4階	2mSv/h	795個																																																						
廃棄物処理建物	15,300	2階	2mSv/h	261個																																																						
タービン建物	1,500	1階	0.5mSv/h	5,784個																																																						
	8,800	2階①	0.01mSv/h	1,101個																																																						
	8,800	2階②	0.5mSv/h	3,291個																																																						
	8,800	2階③	0.01mSv/h	318個																																																						
	15,900	3階	0.01mSv/h	4,746個																																																						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p style="text-align: center;"><u>(なし)</u></p>	<p><u>(保管エリアの管理)</u>  <u>第141条の3 課長（放射線管理）は、保管エリアを壁、柵等の区画物によって区画する他、保管エリアの目に付きやすい場所に保管エリアである旨を掲示する。</u>  <u>2. 課長（放射線管理）は、保管エリアに係る次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</u>  <u>(1) 「解体保管物」の保管状況を確認するために、1週間に1回、保管エリアを巡視する。</u>  <u>(2) 1箇月に1回、「解体保管物」を収納した容器の保管数を確認する。</u>  <u>3. 課長（放射線管理）は、保管エリアの目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</u></p>	<p>・ 1号炉廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更（保管エリアの管理を追加）</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p><u>(放射能濃度確認対象物の管理)</u>  <u>第151条の2 課長(放射線管理)は、原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づく放射能濃度確認対象物の取扱いに関する次の業務を管理する。</u>  <u>(1) 放射能濃度確認対象物の保管管理</u>  <u>(2) 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定および評価</u>  <u>2. 課長(放射線管理)は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定および評価前の保管管理について、次の事項を実施する。</u>  <u>(1) 放射能濃度確認対象物の性状に応じて分別、除染および切断を行った上で、表189-1の放射能濃度確認対象物に係る記録と照合できる措置を講じる。</u>  <u>(2) 放射能濃度確認対象物について、放射能濃度の測定を行う場所に運搬するまでの間、放射能濃度確認対象以外の異物の混入を防止する措置を講じ保管する。</u>  <u>(3) 放射能濃度確認対象物の保管状況を1箇月に1回確認する。</u>  <u>3. 課長(放射線管理)は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定および評価ならびにその後の保管管理について、次の事項を実施する。</u>  <u>(1) 放射能濃度確認対象物の運搬にあたっては、放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じる。</u>  <u>(2) 原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定および評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入および放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定および評価を行う。</u>  <u>(3) 第3項(2)の測定および評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たす場合は、放射能濃度の測定前の放射能濃度確認対象物および放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置ならびに放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて保管する。</u>  <u>(4) 第3項(2)の測定および評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たさない場合は、除染等を行い、測定および評価を行う。または、第151条の1に基づき、放射性固体廃棄物として管理する。</u></p>	<p>・1号炉および2号炉の撤去済み蒸気タービンのクリアランス制度を適用する上で必要な保安管理措置を規定するための変更(放射能濃度確認対象物の管理を追加)</p>



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考																
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第154条 課長(第一発電)は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表154-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 課長(第一発電)は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表154-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3. 課長(放射線管理)は、表154-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長(第一発電)に通知する。</p> <p>表154-1</p> <table border="1" data-bbox="154 814 739 972"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td><math>7.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{\ast 1}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>表154-2</p> <table border="1" data-bbox="154 1066 739 1213"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td><math>7.4 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{\ast 1}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1 : 1号炉, 2号炉および3号炉の合計</u></p> <p>(以下略)</p>	項 目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{\ast 1}$	項 目	放出管理の基準値	トリチウム	$7.4 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{\ast 1}$	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第154条 課長(第一発電)は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表154-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 課長(第一発電)は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表154-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3. 課長(放射線管理)は、表154-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長(第一発電)に通知する。</p> <p>表154-1</p> <table border="1" data-bbox="1386 814 1952 972"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td><math>2.8 \times 10^8 \text{Bq/年}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>表154-2</p> <table border="1" data-bbox="1386 1066 1952 1213"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td><math>3.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項 目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$2.8 \times 10^8 \text{Bq/年}$	項 目	放出管理の基準値	トリチウム	$3.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}$	<p>・ 1号炉廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更 (放出管理目標値を1号炉と2号炉および3号炉に分けて設定することによる変更)</p>
項 目	放出管理目標値																	
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{\ast 1}$																	
項 目	放出管理の基準値																	
トリチウム	$7.4 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{\ast 1}$																	
項 目	放出管理目標値																	
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$2.8 \times 10^8 \text{Bq/年}$																	
項 目	放出管理の基準値																	
トリチウム	$3.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}$																	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考																																				
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第155条 課長(第一発電)は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表155-1に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒およびタービン建物排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒およびタービン建物排気筒からの放射性物質(希ガス、<u>よう素131</u>)の放出量が、表155-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 課長(放射線管理)は、表155-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長(第一発電)に通知する。</p> <p>3. 表155-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 各課長は、フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 課長(放射線管理)は、表155-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>表155-1</p> <table border="1" data-bbox="154 1171 1181 1325"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 <u>希ガス</u> <u>よう素131</u></td> <td><u><math>7.9 \times 10^{14}</math> Bq/年<sup>※1</sup></u> <u><math>3.9 \times 10^{10}</math> Bq/年<sup>※1</sup></u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：<u>1号炉、2号炉および3号炉の合計</u></p> <p>表155-2</p> <table border="1" data-bbox="154 1461 1181 1652"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物</td> <td>排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>タービン建物排気筒</td> <td><u>よう素131濃度</u> 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物 <u>希ガス</u> <u>よう素131</u>	<u><math>7.9 \times 10^{14}</math> Bq/年<sup>※1</sup></u> <u><math>3.9 \times 10^{10}</math> Bq/年<sup>※1</sup></u>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	タービン建物排気筒	<u>よう素131濃度</u> 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第155条 課長(第一発電)は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表155-1に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒およびタービン建物排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒およびタービン建物排気筒からの放射性物質(<u>粒子状物質(コバルト60)</u>)の放出量が、表155-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 課長(放射線管理)は、表155-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長(第一発電)に通知する。</p> <p>3. 表155-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 各課長は、フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 課長(放射線管理)は、表155-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>表155-1</p> <table border="1" data-bbox="1386 1171 2412 1325"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 <u>粒子状物質</u> <u>(コバルト60)</u></td> <td><u><math>2.0 \times 10^8</math> Bq/年</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>表155-2</p> <table border="1" data-bbox="1386 1461 2412 1652"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物</td> <td>排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>タービン建物排気筒</td> <td><u>粒子状物質濃度</u> (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物 <u>粒子状物質</u> <u>(コバルト60)</u>	<u><math>2.0 \times 10^8</math> Bq/年</u>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	タービン建物排気筒	<u>粒子状物質濃度</u> (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	<p>・1号炉廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更(第2段階の放出管理目標値を設定することによる変更)</p>
項目	放出管理目標値																																					
放射性気体廃棄物 <u>希ガス</u> <u>よう素131</u>	<u><math>7.9 \times 10^{14}</math> Bq/年<sup>※1</sup></u> <u><math>3.9 \times 10^{10}</math> Bq/年<sup>※1</sup></u>																																					
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度																																		
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時																																		
	タービン建物排気筒	<u>よう素131濃度</u> 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回																																		
項目	放出管理目標値																																					
放射性気体廃棄物 <u>粒子状物質</u> <u>(コバルト60)</u>	<u><math>2.0 \times 10^8</math> Bq/年</u>																																					
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度																																		
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時																																		
	タービン建物排気筒	<u>粒子状物質濃度</u> (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回																																		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備考
(記録) 第189条  表189-1			(記録) 第189条  表189-1			・変更なし
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間	
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	
2. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	2. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	
3. 保全の結果(安全上重要な機器を除く。)およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	3. 保全の結果(安全上重要な機器を除く。)およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	
4. 安全上重要な機器の保全の結果(法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。)およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. 安全上重要な機器の保全の結果(法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。)およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	
5. 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	5. 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	
6. 保全の不適合管理, 是正処置, 未然防止処置およびその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理, 是正処置および未然防止処置を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	6. 保全の不適合管理, 是正処置, 未然防止処置およびその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理, 是正処置および未然防止処置を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	
7. 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針, 施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間	7. 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針, 施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間	
8. 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針, 施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間	8. 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針, 施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間	
9. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間	9. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間	
10. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	10. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	
11. 使用済燃料の貯蔵施設, 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあつては毎日1回, 使用	10年間	11. 使用済燃料の貯蔵施設, 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあつては毎日1回, 使用	10年間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備考
	済燃料の貯蔵施設 以外の記録にあっ ては毎週1回			済燃料の貯蔵施設 以外の記録にあっ ては毎週1回		・変更なし
12. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射 性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度 にあつては毎日1 回、3月間の平均濃 度にあつては3月 ごとに1回	10年間	12. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放 射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度 にあつては毎日1 回、3月間の平均濃 度にあつては3月 ごとに1回	10年間	
13. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間に ついての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	13. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間に ついての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	
14. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子 <sup>※2</sup> の放射線業務従事者の 4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに 本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては 出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあ つては毎年度1回、 3月間の線量にあ つては3月ごとに 1回、1月間の線量 にあつては1月ご とに1回	※3	14. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子 <sup>※2</sup> の放射線業務従事者の 4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに 本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては 出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあ つては毎年度1回、 3月間の線量にあ つては3月ごとに 1回、1月間の線量 にあつては1月ご とに1回	※3	
15. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の 当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会 が定める5年間に おいて毎年度1回	※3	15. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の 当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会 が定める5年間に おいて毎年度1回	※3	
16. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事 者の当該期間の線量	その都度	※3	16. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事 者の当該期間の線量	その都度	※3	
17. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばく の経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線 被ばくの経歴	そのものが当該業 務に就く時	※3	17. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばく の経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線 被ばくの経歴	そのものが当該業 務に就く時	※3	
18. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の 種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	18. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の 種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	
19. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数 量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該 容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	廃棄の都度	※4	19. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数 量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該 容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	廃棄の都度	※4	
20. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化 の都度	※4	20. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化 の都度	※4	
21. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担 当者の氏名	広がりの防止およ び除去の都度	1年間	21. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担 当者の氏名	広がりの防止およ び除去の都度	1年間	
22. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※4	22. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※4	
23. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※4	23. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※4	
24. 事故の原因	同上	※4	24. 事故の原因	同上	※4	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備 考	
25. 事故後の処置	同上	※ 4	25. 事故後の処置	同上	※ 4		・ 1号炉および2号炉の撤去済み蒸気タービンのクリアランス制度を適用する上で必要な保安管理措置を規定するための変更（実用炉規則第 67 条第 1 項の表第 13 号に関する記録を追加）
26. 風向および風速	連続して	10 年間	26. 風向および風速	連続して	10 年間		
27. 降雨量	同上	10 年間	27. 降雨量	同上	10 年間		
28. 大気温度	同上	10 年間	28. 大気温度	同上	10 年間		
29. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	29. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間		
30. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3 年間	30. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3 年間		
31. 廃止措置に係る工事の方法、時期および対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	※ 4	31. 廃止措置に係る工事の方法、時期および対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	※ 4		
			32. <u>放射能濃度確認対象物の発生状況および汚染の状況について調査を行った結果</u> <sup>※5</sup>	調査の都度	発電所から搬出された後 10 年間		
			33. <u>放射能濃度確認対象物の材質および重量</u> <sup>※5</sup>	調査の都度	発電所から搬出された後 10 年間		
			34. <u>放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果</u> <sup>※5</sup>	その都度	発電所から搬出された後 10 年間		
			35. <u>放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件および結果</u> <sup>※5</sup>	その都度	発電所から搬出された後 10 年間		
			36. <u>評価に用いる放射性物質の選択を行った結果</u> <sup>※5</sup>	選択の都度	発電所から搬出された後 10 年間		
			37. <u>放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果</u> <sup>※5</sup>	評価の都度	発電所から搬出された後 10 年間		
			38. <u>放射性物質の放射能濃度の測定条件</u> <sup>※6</sup>	測定または評価の都度	発電所から搬出された後 10 年間		
			39. <u>放射能濃度の測定結果</u> <sup>※6</sup>	測定または評価の都度	発電所から搬出された後 10 年間		
			40. <u>放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果</u> <sup>※6</sup>	測定または評価の都度	発電所から搬出された後 10 年間		
			41. <u>測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果</u> <sup>※6</sup>	その都度	発電所から搬出された後 10 年間		
			42. <u>放射能濃度確認対象物の測定および評価に係る教育・訓練の実施日時および項目</u> <sup>※6</sup>	その都度	発電所から搬出された後 10 年間		
			43. <u>放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録</u>	その都度	発電所から搬出された後 10 年間		
※ 1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の取替により記録不能な期間を除く。 ※ 2：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。			※ 1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の取替により記録不能な期間を除く。 ※ 2：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>※3：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>※4：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p> <p>表189-3※<u>5</u></p> <p>(中略)</p> <p>※<u>5</u>：表189-1、表189-2を適用する場合は、本表を適用しない。</p> <p>表189-4 (中略)</p> <p>※<u>6</u>：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※<u>7</u>：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p> <p>※<u>8</u>：その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</p>	<p>※3：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>※4：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p> <p>※<u>5</u>：放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録</p> <p>※<u>6</u>：放射能濃度確認対象物の測定および評価に係る記録</p> <p>表189-3※<u>7</u></p> <p>(中略)</p> <p>※<u>7</u>：表189-1、表189-2を適用する場合は、本表を適用しない。</p> <p>表189-4 (中略)</p> <p>※<u>8</u>：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※<u>9</u>：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p> <p>※<u>10</u>：その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号炉および2号炉の撤去済み蒸気タービンのクリアランス制度を適用する上で必要な保安管理措置を規定するための変更(実用炉規則第67条第1項の表第13号に関する記録を追加)</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;"><u>(附則の追加)</u></p>	<p style="color: red;"><u>附則（令和 年 月 日 原規規発 号）</u></p> <p style="color: red;"><u>(施行期日)</u></p> <p style="color: red;"><u>第 1 条 この原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。</u></p>	<p>・ 附則の追加</p>